

第2回「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」議事要旨

日 時：令和5年6月29日（木） 14時～16時

場 所：エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館） 第4会議室

議 事

（1）文化部に関する意見聴取（大阪府吹奏楽連盟）

- ・ 聴取内容をもとに説明。

（2）大阪府部活動の在り方に関する方針の改定について（意見交換）

- ・ 配付資料に沿って説明。

○方針改定の趣旨に係る検討（資料2）

《意見》

- ・ 特になし（原案のとおり承認）

○学校部活動に係る検討（資料3）

《意見》

【2頁】2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

（委員）

- ・ 適切な指導の実施にあたり、指導者の質について前回の会議で多く意見が出たかと思う。
- ・ 体罰・ハラスメントの根絶について、これまでのことも踏まえ、大阪府として徹底して取り組む強い意思表示をするためにも、別に章立ててもよいのではないか。

（委員）

- ・ 体罰・ハラスメントは学校という閉鎖的な世界であるから起こりやすいものとする。
- ・ 一生懸命指導いただいていることは理解しているが、もっとオープンな環境にすべきであるし、研修なども徹底してやっていくべき。

【3頁】3 適切な休養日等の設定

（委員）

- ・ 休養日のところは正にそうだと思う。その種目のシーズンや、大会の勝ち進み状況等により変わってくることがあるので、ある程度トータルで考えて休養日を設定することが出てくる。これは本当の意味で休養にあたるかというところではあるが、どうしても大会参加にあたっては休みがとりづらいことが出てくるので、改定時にあらためて周知し、休養をとりやすい状況をつくっていく必要がある。

（委員）

- ・ 休養日等の設定については、大会等の関係から時期によりケースバイケースとなる。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることにより適切に確保することをあらためて認識いただく必要がある。

## ○新たな地域クラブ活動に係る検討（資料4）

《意見》

### 【1頁】府としての検討の方向性

（委員）

- ・ 現行の学習指導要領総則において、部活動は教育課程外の学校教育の一環と位置づけられているが、新たな地域クラブ活動においては、社会教育の一環としても捉えて検討を進めることはよいことだと考える。
- ・ 過渡期の話なのか、めざすべき将来も含めた話になるのかということはあるが、現状は月～金曜日を学校教育の一環の活動として、休日を地域移行として学校教育外の活動となる中で、両者を繋ぐ部分をどうしていくかを考えていく必要がある。
- ・ 円滑に進めていくためには、コーディネーターのような立ち位置の方の存在等、そういった視点を取り入れる必要があるのではないかと。より身近という意味であればそれぞれの行政単位で繋いでいかなければいけないと思うが、町村部ではマンパワー的にはしんどいところもある。小さな市もあるので、他市との連携を図っていくことも考えてもよいのではないかと。

（委員）

- ・ 各市町村でマンパワーが足りない場合は、スポンサー等を募るなどにより財源を確保していくことでより具体的に前に進むのではないかと。

### 【2・3頁】2-（3）指導者 ①指導者の質の保障 ②適切な指導の実施 ③指導者の量の確保

（委員）

- ・ 質の保障にあたっては、ハラスメントや暴力を根絶するうえでも、指導者の資格・ライセンスを求めていく旨の記載も必要ではないかと。
- ・ 専門的な指導を行うためにはより専門性のある資格が必要である。

（委員）

- ・ 本市では、2つの大きなNPO法人があり、そこを中心にした形でモデル実施するが、人材の確保に困っている。また、誰でもいいわけではなく、コンプライアンスの問題、質の担保も必要である。その重要性を方針できちんと示してほしい。
- ・ 人材がおられるとしても、予算の面で問題がある。地域によって格差もある。
- ・ 本市では、できれば指導したくないという指導者が半数を超えており、指導者の質と併せて量も担保することが必要。人材バンクも含めて考えていただきたい。

（委員）

- ・ 細かいことにはなるが、生徒の引率にあたり注意することなどを、損害賠償請求が認められたケースを示したうえで、ここまではきちんとやりましょうといった規定・モデル案のようなものを用意できるとよいのではないかと。
- ・ 具体例（判例・法律等）も記載していくと、より具体的にイメージし運用しやすいのではないかと。
- ・ 内部通報・相談窓口等のチェック機能を設けることも考えていけるのではないかと。

(委員)

- ・ 方針内に全てを盛り込むのは難しいだろうことから、研修の場を用意することや、改定後の時期を後にして資料集のようなものを新たに示す方法も考えられる。
- ・ 指導者の資格については、スポーツ庁も言っていたこと。国の方向も同じだろうから、検討してほしい。

【3頁】 2-（3）指導者 ④教員等の兼職兼業

(委員)

- ・ 兼職兼業をすれば土日に指導ができるかと簡単に考えている教員もいるが、その分の労働時間も当然労働時間の総時間数にはカウントされるわけであり、正確に把握していかなければならない。

(委員)

- ・ 教員の労働時間の部分も、違法にならないように別に章立てして明記する必要があるのではないか。

【4頁】 2-（7）公正かつ適切な会計処理

(委員)

- ・ 方針内でどこまで示すかといったことは出てくるが、新たに総合型地域スポーツクラブ等をつくっていくにあたっては、全体的な規定のほか、会計上、注意すべきことなども用意できるとよいのではないか。

(委員)

- ・ 方針内に盛り込むのは難しいだろうことから、研修の場を用意することや、改定後の時期を後にして資料集のようなものを新たに示す方法も考えられる。

【全般】

(委員)

- ・ 地域格差は思っている以上にひどくなっている。
- ・ 保護者も児童・生徒も少ないので、部活動を実施するにあたっては他地域と連携していかなければ運営が回らない状況である。
- ・ エリアや地域を方針で示す等配慮しないと、丸投げされたと感じられてしまう。予算や人の確保が困難なのではないか。  
都会は良いが、田舎にいけばいくほど人材の確保にさらに困る。より具体的に地域を示してあげるほうが良いのではないか。

○学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る検討（資料5）

《意見》

【全般】

(委員)

- ・ ロードマップのようなものを作成していく必要があるのかと思うが、一律にはいかず厳しいと感じる。選択肢という部分で示す程度となると考える。

(委員)

- ・ 段階的に移行していく際には、どこが責任主体になるのか意識していく必要がある。曖昧な状態のまま管理などが行われていくと問題になるので、どこの段階でどこが責任主体になるか意識していく必要がある。

#### ○大会等の在り方の見直しに係る検討（資料6）

《意見》

##### 【1頁】2-(1)大会等への参加の引率

(委員)

- ・ 大阪中体連にあっては、条件はあるが、教員でなくても外部指導者が単独で引率等が可能となるよう規約を改正したことからすでに解消できている。

#### ○その他全体を通して

《意見》

(委員)

- ・ 方針改定の大枠について理解した。
- ・ 方針改定の趣旨において、府において、できることから慎重に進めることとあり、そのとおりである。それぞれのパートでそれぞれが進めていけたらいいと思う。ただ、何が一番大事かという、受け皿である。受け皿がないと地域に移行していけない。総合型地域スポーツクラブにおいても、何年も前からスポーツ協会にご尽力いただいているが、簡単なことではない。  
まずは母体を作っていく、そのうえで指導者を集めていく必要がある。その部分をどう進めていくか、というところが今後大きな課題となると感じている。
- ・ 現在、部活動指導員を配置していただいているが、今後より若い先生方がなかなか顧問として指導に入ってもらえないとなると、部活動指導員を大阪モデル以外の学校にも充実していただきたい。ただ、予算だけでなく、先ほどからも拳がっている適した人材の確保が必要であり、人材バンク等も含めて整備がいる。
- ・ 研修についても、府で行っていただいている研修は昼間に実施されているので、部活動指導員が参加するのが難しい。部活動指導員がより研修を受けやすい方策を考えていただきたい。
- ・ 一方で熱心な指導者も居るので、きっちりと兼職兼業ができる体制を整え、その体制をどう整備をしていくかを考えていく必要がある。

(委員)

- ・ NPO法人を作って、受け皿を作っていくのがよいのではないと思う。
- ・ どの地域も受け皿に困っているので、公費でまずは受け皿となる団体を作ってもよいのではと思う。(人材確保の予算が厳しいのもわかる)

(委員)

- ・ 働き方改革という部分で言うと、専門的指導は外部の人材に指導していただき、根本的な指導は教員がする等、住み分けをしてはよいのではないか。
- ・ 親の立場から言うと、学校と生徒と保護者の間の信頼関係があつてのこれまでの部活動ではあるので、根本的な部分は崩さないでほしい。

(委員)

- ・ 今後、兼職兼業が進んでいくと、学校で問題が起きたにもかかわらず、教員が地域クラブに指導に行くということが発生してしまうのではと懸念している。

(事務局)

- ・ 国ガイドラインでは、多様な手法があることや地域で選ぶことなどといろいろと並べた作りであり、やはり地方任せというのはどうしてもぬぐいきれないところがある。
- ・ 府としては同じような形にできる限りしたくないと考えているものの、既に出ている国ガイドラインを確認しながら進められておられるところがある。一方では、地域差があつて、これから一緒になって形を作っていくといけないところに対して先に縛ってしまうようなことにもなってはならないと考えている。府の方針には今いただいたご意見の中から整理のうえ、盛り込んでいきたいと思っている。

#### その他

○次回：7月27日（木）午前中を予定。